総 務 企 業 委 員 会 会 議 録

１．日　　時　　平成２２年１２月７日（火曜日）
　　午前９時３０分～午後１時４２分

２．場　　所　　委 員 会 室

３．出席委員　　安 冨 法 明 委 員 長　　原 田 　 茂 副委員長
　　竹 岡 昌 治 委　 員　　秋 山 哲 朗 委員（議長）
　　南 口 彰 夫 委　 員　　布 施 文 子 委　 員
　　山 中 佳 子 委　 員　　三 好 睦 子 委　 員
　　髙 木 法 生 委　 員

４．欠席委員　　な し

５．出席した事務局職員
　　重 村 暢 之 局　 長　　岩 﨑 敏 行 主　 査
　　岡 﨑 基 代 係　 長

６．説明のため出席した者の職氏名
　　村 田 弘 司 市　　長　　林　　繁 美 総 務 部 長
　　内 藤 克 輔 病院事業管理者　　波佐間　　敏 総 務 部 長
　　福 田 和 司 総務部次長　　倉 重 郁 二 総務部財政課長
　　川 島　　茂 総務部税務課長　　久 保 宏 二 総務部監理課長
　　内 藤 賢 治 総務部国体推進課長　　田 辺　　剛 総合政策部長
　　奥 田 源 良 総合政策部企画政策課長　　末 岡 竜 夫 総合政策部地域情報課長
　　松 野 哲 治 総合政策部商工労働課長　　藤 井 勝 巳 美東総合支所長
　　杉 本 伊佐雄 秋芳総合支所長　　平 田 耕 一 美東総合支所総務課長
　　桑 原 章 光 秋芳総合支所総務課長　　藤 澤 和 昭 病院事業局管理部長
　　篠 田 洋 司 病院事業部経営管理課長　　井 上 孝 志 美東病院事務部事務長
　　中 村 弥壽男 上下水道事業局長　　小 田 正 幸 上下水道事業局管理業務課長
　　坪 井 一 治 上下水道事業局施設課長　　久 保　　毅 会 計 管 理 者
　　西 山 宏 史 監査事務局長

午前９時３０分開会

○**委員長（安冨法明君）**　おはようございます。全員の出席を頂いております。只今より総務企業委員会を開会いたします。それでは、先の本会議におきまして、本委員会に付託をされました議案１３件につきまして審査をいたしたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願いを申し上げます。市長さんご報告等ございましたらお願いをいたします。

○**市長（村田弘司君）**　特にございません。よろしくお願いいたします。

○**委員長（安冨法明君）**　議長ございませんか。

○**議長（秋山哲朗君）**　よろしくお願いします。

○**委員長（安冨法明君）**　委員さんよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　それではこれより審査を始めます。最初に議案第１１号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。末岡地域情報課長。

○**総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）**　議案第１１号は美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本改正案は加入促進による全市域の情報一元化を図るために減額措置期間を更に６ヶ月延長いたしまして、平成２３年６月３０日に改めるもので、加入促進期間の加入分担金につきましては、これまでと同様で５万円から２万７，３００円に減額するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長（安冨法明君）**　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。山中委員。

○**委員（山中佳子君）**　秋芳地域におきましては９月に区長説明会が行われましたが、各区内にその説明内容があまり徹底しておらずその後数箇月経ちましたが、この区域外送信について、非常に不信感と言いますか、皆さんの間には不安が広がっております。そして来年７月のアナログ終了までにケーブル工事が果たして間に合うのかとか、エコポイントがあるうちにテレビを買い換えたいが、本当に買って大丈夫なのだろうかというふうな意見が様々寄せられております。この件に関しまして本当に来年、前回の話では３月までにはできると言うことでしたが、本当にできるのでしょうか。

○委員長（安冨法明君）　末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）　山中委員のご質問にお答えします。委員がおっしゃいましたように、説明会を今年の６月に２回に分けて嘉万公民館と秋吉公民館でさせていただきました。その時には多くの区長の皆様にお集まり頂きまして、なかなか内容が専門的なことも多かったこともございまして、分かりやすくかみ砕いた資料をその後各区長宛に回覧文書として送らさせていただいております。その後９月に今度は共聴組合の方への説明会を、今度は山口ケーブルビジョンの主催で実施をさせていただきました。その中でも今年度中には必ず区域外再送信も含めた開局にこぎつけるよう仕事を進めていきたいというふうな形で申させていただいております。それとその後に今度はつなぎ込み、各戸のつなぎ込みの工事をするわけですが、この当たりも山口ケーブルビジョンのほうに確認しましたところ、７月までに十分つなぎ込みが間に合うというような回答を頂いております。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。他に質疑はございませんか。はい、南口委員。

○委員（南口彰夫君）　ＭＹＴの今カメラに映ってるんですが、この委員会と議会がお茶の間に秋芳・美東も含めて一元的にということが、当初私たちが思い込んでいた内容とだいぶん違って来ていると。その後市長も含めて山口ケーブルとの関係で協議をするということが何点かあったような記憶があります。そうした点で今、山中委員が言われたハードの面の進捗状況もさることながら、こうした放送のための編集等が情報の一元化で市民が隅々まで市政や議会を享受できると。阿久根市のような誤解が何一つたりとも生まれないというためには、それこそ臨場感あふれる内容を伝えていくことが必要だろうと思います。そうした点での山口ケーブルとの協議等で何か変わったことがあれば、まず報告していただきたいと思います。

○委員長（安冨法明君）　末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）　南口委員のご質問にお答えいたします。今おっしゃいました情報の一元化ということで、美祢のＭＹＴ、今の美祢地域のＭＹＴで映している情報を美東地域、秋芳地域にも同一に流すということですが、これは先のお約束どおりその業務は進んでおります。開始時期といたしましては、秋芳地域の開局と同時に同じ情報を流し出すというような形で着々と準備は進んでお

ります。以上です。

○委員長（安冨法明君）　南口委員。

○委員（南口彰夫君）　実際にチャンネルの操作の段階で今までは３チャンネル押せばぱっと画面が出てきておったんですが、アナログとデジタルを切り換えて今実際に萩ケーブル株式会社が萩が行ってる分でもアナログとデジタルを切り換えなければならない。それがある程度高齢者やそうした機械に不慣れな人には非常に使いづらい。それから３チャンネルを見るのが見づらくなるんじゃないかという心配はどうなんでしょう。

○委員長（安冨法明君）　末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）　確かにそのような制約が出てくる可能性としてはぬぐいきれないところもございます。但し、今のお年寄りの方に対してそういう操作が分かりやすくできるように、市としても配慮していきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。他に質疑はございますか。南口委員。

○委員（南口彰夫君）　前回の委員会で当初思うたようにぴーと一本になって同じ単純に操作すれば、ＭＹＴがぱっと、今３チャンネルぽんと押したらぽんと出てくるわけいね。最初に出てくるのが、アップが誰が出てくるか別にして。ところがそれの操作がここにテレビのチャンネルがあればええんじゃが左側がアナログでデジタルでＢＳでＣＳの順番になっちょる。東京に行こうが北海道に行こうが全部共通なんじゃなと思って良く考えたらテレビは全国共通、ＭＹＴを見る際にアナログやデジタルの操作をしなければならないというデータは残ったままになるんですかと聞いちょる。それは山口ケーブルと今後回線をとるのに通常の回線はとれないと、それは何故かと言ったら、山口ケーブルは山口市に本拠地があって、山口市を中心とした宇部市、大都市を中心とした番組編成が作られちょるんで、その中のローカルもＭＹＴが入って行く余地がないと言うことが、今までの協議で、ぞれじゃあ約束が違うんじゃないのと。それじゃ山口ケーブルにちょっと言うべきことをきちっと言いながら、ここどうなるんかという点はそれは見えてきたと。

○委員長（安冨法明君）　村田市長。

○市長（村田弘司君）　南口委員がおっしゃっておるのは、美祢地域、このＭＹＴ地域は農村型で入っておる国庫補助事業ですね。そして美東、それから秋芳地域につ

いては都市型で総務省サイドの補助事業で入っておるということで、本来的な補助事業のあり方が違うので新たに秋芳・美東地域に今、現在、今私も撮っていただいてますけども、ＭＹＴの情報がですね一元的に同じように流されるかどうかというご質問だろうと思います。流せます。一言で言いますけれども、これはもう山口ケーブルビジョンの斉藤社長とお約束しておりますので、今のテレビのリモコンのチャンネル私も疎いほうではっきり分かりませんけれども、メーカーによって若干違うと思うんですが、くどい操作と言いますか、難しい操作をせずにきちっと見れる情報にするというお約束は頂戴をしておりますので、その辺は間違いないというふうに私は判断をしています。（発言する者あり）

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。他に質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　ないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　はい、南口委員。

○委員（南口彰夫君）　今はハードの面からＭＹＴの今後の取り扱いというか、どうなっていくかという質問させていただいたんですが、当初、合併前の時点から含めて私たちが思っていたのと相当違うということについては、市長もそうした認識を持たれていたと。じゃなかったかいね。当初。３チャンネルを押したら３チャンネルがぽっと映るというのを、執行部側も思っちょったんじゃないんかね。

○委員長（安冨法明君）　南口委員、今意見ですから。質疑終わりましたけど。（発言する者あり）暫時休憩します。

午前９時４３分休憩

……

午前９時４９分再開

○委員長（安冨法明君）　再開をいたします。只今意見を伺っておるとこですが、まだ十分に質疑が尽くされていないというふうなご意見もございましたので、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　意見の時間になってたのをうっかりしましたけど、委員長のお許しがありましたので、ちょっと質問を一点だけ。当初ですねこの秋芳町の開局

はというか放映は５月と聞いてたんですよ。その後７月と変更になったんで、我々は市民の皆さんから聞かれるたびにそういう返事をしてたんですが、きのうあるところの老人会でですね。あれは一体何時になるんかと、何故遅れてるんかと、この質問に答えられんので、仕方がないからテレＱさんが希望が多いんで、それの交渉が難航してますという言い方しかしてないんですよ。ハードの面も聞くところによるとまだなんかやっておられるようで、今回ですねこの条例改正もそうした放映が遅れてるというところで延長になったんだろうと思うんですね。その辺をもう少し執行部のほうから詳しくご説明願いたいと思うんですが。

○委員長（安冨法明君）　村田市長。

○市長（村田弘司君）　まずですねお断りを申し上げたいのは、今竹岡委員がおっしゃったように、本来であれば今年の５月当初の目論見では、この議会放映も含めて市民の方がいろんな行事をしておられるのも、この美祢・美東・秋芳同じような情報でお流しすると言う目標の下に、いち早く事業に着手して動いておったわけです。それがお約束を違いをしたというふうな結果としてなっておりますことをですね、市長としてそれはお詫びを申し上げたいと思います。しかしながらですね、これが原因というのが以前にもお話申し上げたと思いますけれども、九州波、今テレＱとおっしゃいましたけれども、テレビ九州というのが、今、九州という名前いいましたけれども九州波なんです。そしてこちらではＴＮＣ、フジテレビ系列ですね。これも九州波です。それは今この地域の皆さん見られている。ＴＮＣについてはフジテレビですね。この系列については東京キー局という考え方がありますので、そのキー局の支局にあたるものが山口県にないということで、これは九州波を流してもいいよと言うことを、県内の民放各社がおっしゃっていただきました。それでフジ系列は流せる状態になってます。しかしながらテレビ東京ですね、テレＱというのはテレビ東京と言うのの支局になります。テレＱというのは。これは民放各社の考え方にちょっと差があるんですが、ある県内の民放１社のトップの方が、テレビ東京系列というのはこれはキー局ではないと。あくまで東京の地方局に過ぎないのであって、その支局である九州波を山口県で流してもらっては、我々というのが言われる方ですよ。県内にある民放一局の方なんですが、我々がダメージを被るので流してもらっては困るということを頑なにおっしゃる。その方を説得をすることに随分私も動きましたし、山口ケーブルビジョンにも動いて頂きました。テレ

ビ局が九州波のことですので、九州各社にもですね足しげく通いまして副市長にも行ってもらいました。県内各社にも行ってもらいました。それでもですねその県内のただ１社なんですが、それがどうしてもだめだとおっしゃるわけですね。そうすると九州の各局は流したいんですけども、本来的には流してもいいんだけれども、どうか県内のそのお一方の了解を取ってもらわんと、我々はやっぱり怖いからよう流さないよとこれが実情です。それで流せない状況が続いているわけです。これがですね膠着状況に陥りまして、如何ともしがたい状況になってしまいました。随分努力をしましたけどね。総務省にも行きました。国のほうにも相談いたしましたけれども、それはその地方で相談してくれということです。これはですね我々美祢市の問題だけじゃなくて、県内全域が言えることで、例えば岩国とか周南とか遠いところは、広島波、四国波も受けておられます。同じことが言えるわけで、もし県内のある一局、私名前を言いたいんですがね、それを言いますといろいろと問題があるということがありますので、ちょっと具体的な名前言いませんけれども、そこの方が言われるがために、県内の全市においてケーブルビジョンにおいてそういう問題が起こってきておるということです。それがために現在何をしようとしてるかというと、総務大臣に裁定ですから大臣権限を持ってこうしなさいよという命令をですね、どうか出して欲しいというとこまで今こぎつけました。今月中にそれをお出しをするという手はずになっております。それを持って大臣裁定が出されると私は思っておりますので、今菅内閣随分いろんな事がありますので、時間的なことがはっきり申し上げられないのですが、総務大臣から裁定が出るはずです。それを持って今言葉を変な言い方ですけど、ごねておるというか障壁になっておる１社がですね、いやいやながら大臣の裁定に従うということをもって九州波、具体的に言えばテレビ九州ですねこれを山口県でも流せるようになるということが生まれてきます。これは美祢市だけの問題じゃないです。宇部も下関も山口も防府も全部同じことが言えるわけです。テレビ東京の系列というのは広島にもありますから、それも今同じことで受けられないということになりますので、我々がそれをやることによって県内全域に同じ効果があるということで、山口県の市長会に議題を私のほうからお出しをして、山口県の市長会で議決をして、それも総務大臣のほうにいってます。議決事項がですね。そんなこといろんなことで、あの手この手を使ってこのことができるようにやってきてますので、申し訳ないけれども、今、山口ケーブルビ

ジョンの斉藤社長との話では、来年の７月にデジタル放送に完全に切り替わります。ですから、少なし、それまでには必ず流せるようにしないと、私も市民の方に嘘を言ったことになりますし、県内の各首長さんに同じ事が言えると思います。ですから、今一生懸命汗をかいて、それを努力をしておる事を今申し上げておきたいというふうに思います。ですから、この市議会の中継も、私は早く美東・秋芳の地域の方にもお流しをしたい。議会サイドも同じだろうと思います。本当にそう思ってるんですが、今申し上げたように大きな障壁があるのを乗り越えるのに、今いよいよ最後の８合目、９合目までいっておるという状態ということをご理解を頂戴いたしたいと思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　非常にですねご苦労なさってるということは良くわかったんですが、基本的にはじゃあ昨日私が説明したのは、今市長がおっしゃったようにそうしたボス的存在がおって、それの理解がとれないという話も申し上げました。しかしながらですね、やっぱ皆さんが言うのは、そうしたテレQであろうと何であろうと受信と言いますか、この可能なものが何故受けられないのか。やはり山口県なら山口県民の皆さんが均しくそれを享受できるのが本来の姿じゃないかという話なんですねそれが一点と。もう一つはいつ開局されるのか答えがなかったんです。その辺をまたもう一点ほどよろしくお願いします。

○委員長（安冨法明君）　はい、村田市長。

○市長（村田弘司君）　今、竹岡委員がおっしゃったとおりで、空中を通ってる電波ですよね、これは国民のものだと思います。ですから民放のある一社、一局がですね自分の利害のためにこれを言っておられるということは非常に心外です。ですから私はその会社のトップの方と直接やりましてですね。言葉は変ですが、大げんかしました。大げんかしましたけど、その頑なさと言うのは何と言いますかね、普通でいうレベルを超えておりますので、如何ともしがたい言うとこがありますね。ですから大臣裁定まで持っていくというとこまで行かざるを得ない形になったとあったということですね。それをご理解頂戴したいと思います。それと今の開局の時期ですが、今申し上げたようにデジタル化に切り替わるのが来年７月ですね。ですからそれまでには必ずやりたいということで、一日でも早いほうがいいんですよ。来年の正月からでもいいんですが、その大臣裁定が出ないと岩のようになってしまっ

た一社のトップの方が、どうしても動かないということがありますので、明確な時期は今ちょっと申し上げられないのが私の本当の歯痒いところですけれども、片山総務大臣が裁定をいかに早く下して下さるかと言うことによって、その開局に時期が決まってくるということを付け加えさせて頂きたいと思います。

○委員長（安冨法明君）　最終７月までにはということあるわけですね。

○市長（村田弘司君）　山口ケーブルビジョンの斉藤社長とですね、必ず７月までにはどうにかして下さいと言うことは強く申し入れております。

○委員長（安冨法明君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　それでようやく本題に戻るんですが、そうしますとこの条例はですね２３年６月３０日までなんです。何故開局は最大限にしても遅れても７月のデジタル化になるまでとこうおっしゃったんですね。ならばもう少し当然延長しとく必要が私はあると思うんですがねいかがですか。

○委員長（安冨法明君）　末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）　竹岡委員のご質問にお答えします。今６月末までということで、半年間というような区切りをつけさせていただいております。市長が今、申しましたように総務大臣裁定の準備をしております。このような情報というのが、県内の民放局というところにやはり情報として流れます。私らが今考えておる嬉しい誤算というのが、そういう情報が流れたときに、当然お互い裁定というのが誰にとっても良いことはないわけでございまして、どこかで妥協点を見つけようというような協議が出て来る可能性が、わずかながらにあると言うふうに山口ケーブルのほうとも話しております。その場合にもしかすると嬉しい誤算として、九州の民放局、テレＱの許可、許可と言うたらおかしいですけど、そういう番組の再送信ができるという可能性も全くないわけではないというようなところも含んでおりまして、それで最小限の６ヶ月ということで、今のところは６月３０日というふうな形を議案の改正としてはとらさせていただいております。以上です。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。南口委員。

○委員（南口彰夫君）　それでね何が言いたかったかというと、２番目に６月議会の時も言うちょるんですけど、美祢市のＭＹＴと言う独自の放送のソフト面ね編集する、それこそお茶の間のワイドショーまで親しまれて来ている。それを昨年の２月の時に山口ケーブルに指定管理で出すというときにそこでも相当議論したんです

が、ハードの面を指定管理出すのと、それからスタッフを含めた編集、システム、ソフトの面ときちんと切り離すべきではないかと将来含めてですね。この山口県の中でもローカルで放送システムを持ってるのは、もう既に当時は三隅町、その次が美祢市、萩市ぐらいだったんです。よそのほうから、例えば宇部市の議員の方々もＭＹＴを視察に来られたことがあって、大変感動されちょった。議会を生のままで、当時は頭撮りの２０分ぐらいだったですけど、合併前後して本当に完全にオープンで、ですから国民が国政でとか市民が市政に対する特に行政も議会も含めてですね、他市である名古屋市や阿久根市のようなそういう状況が生まれる要素は美祢市には全くない。そこはさておいてそれでですね、結局ＭＹＴの管理が山口ケーブルとの関係でハードの面がどんどんどんどん進んでいるんですけど、独自に放送システムなり編集体制、それから人材の育成、こういった面では先だっても同じこと言ったんですが、独自で作ってる萩市の株式会社のケーブルテレビは、そのスタッフがですね秋吉台から美東の行事まで含めて、それこそカメラ抱えて番組編集に来るんですよ。私なんで来るんかと聞いたら、ある面行政の指示で、萩市を中心とした観光エリアとしてそれぞれを紹介すると。美祢市のいろんな行事をそれがどうこうとでいうんじゃなくて、萩市を拠点にしながら、萩市の廻りにはこういういろん催しや行事があるからということで、萩市のためにやりよると言うか、よう聞いてみれば当たり前の話しなんです。その人らは色んなところに出かけて行きながら、よりよい番組とそれが率直に言われたのは萩の観光の一助にもなっちょると、観光アピールするための。そうした点を含めて考えると、うちも１０年以上経つんですけど、何となく美祢市の中走ったり来たりしながら夜遅くまで番組編集するけど、職員の研修とか、私前から言っているように俗に言う中継車、生放送ができる中継車も含めてですね、既に１０年前は三隅町は既に購入しちょったんですね。ですからそういった面でハードの面をケーブルに委託する面と、しかしながらスタッフや編集システムを独自に育てていくことが、より美祢のＭＹＴをそれと行政も議会も含めながらですね、市民を一体化して共有する情報の共有と、市長がいつも言っておられる情報の共有で、一体化のまちづくりを一体化していくんだということのために、よりそうした職員の研修も含めて技術の向上等も含めて、今後検討されていくことが必要なんじゃないかと。何となく今のままで行くと、ハードを指定管理委託したために、山口ケーブルそのものから見れば、山口ケーブルの独自の編集スタ

ッフも体制も抱えておるわけですね。それとこう山の隅っこのほうにぽんと切り離されて、いつの間にやら邪魔くさいからと言うことにはしないだろうと思うんですが、若干の不安が残りますし、そうした点ではどう考えちょってかなとこういうことです。

○委員長（安冨法明君）　南口委員、簡潔にお願いしたいと思うんですが、答弁がいるんですか。いいですか意見で。（発言する者あり）村田市長。

○市長（村田弘司君）　南口委員が危惧を持っておられるのが、山口ケーブルビジョンという大きなケーブルビジョン会社、山口ケーブルビジョンというのは中四国最大のケーブルビジョン会社で西日本以降は突出して大きな会社です。その中にこのＭＹＴが併存されていって、山口ケーブルビジョンの思惑通りになってしまって、我々が流したい情報が流せなくなるんじゃないかという非常に高い視点でのご質問だったと思います。そうなりません。ということを斉藤社長と固く約束をいたしております。ですから現在我々が今流しておるＭＹＴとしての情報はですね、そのまんま流し続けるということで双方了解をしております。それについても約束をしておりますからそれは間違いございません。それと今、きょうもスタッフが一生懸命やってくれてますけれども、彼らは山口ケーブルビジョンの社員です。しかしながらですね指定管理おわかりのようにこの施設、それからこのライン、全て市の所有でございます。それを山口ケーブルビジョンのスタッフの方々によって有効に利用していただいて、そしてスタッフとしてのシステムをですね、山口ケーブルビジョンの職員として縷々に高めていっておられるというのは良くわかっておりますので、その辺も心配しておりません。それと中継車のことおっしゃってましたけれども、中継車そのものもですね我々の公の施設の中の一部としてとらまえていくのか、それとも山口ケーブルビジョンサイドがですね、このＭＹＴを更に有効に機能させるために、山口ケーブルビジョンとして中継車を出してくるのかという二つの考え方があると思いますので、その辺はですね今後我々がこの情報をより良く市民の方にお知らせするにはどうすればいいかという視点で、山口ケーブルビジョンと私のほうで協議をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　はい、布施委員。

○委員（布施文子君）　山中委員さんのほうから周知徹底ができてないんじゃないかというようなご意見あったんですけども、加入率は今どのようになってますでしょ

うか。

○**委員長（安冨法明君）**　末岡地域情報課長。

○**総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）**　布施委員のご質問でございます。加入率はということですが、今、美祢地域と美東地域おいてケーブルテレビをご覧になられていると思います。美祢地域におきましては、ＭＹＴの加入率が８７．０％でございます。美東地域におきましては、山口ケーブルビジョンのサービスでございますが、この加入率が８５．９％でございます。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいですか。他には。今、質疑に戻りましたが、それでは本案対するご意見はもう一度伺っておきます。よろしいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　それではこれより議案第１１号美祢市有線テレビ放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。ここで委員の皆さんにちょっとお願いですが、質疑を受けますし、その後に意見を求めます。それぞれ順に諮っていっておりますので、行きつ戻りつしないようにご協力のほどお願いしたいと思いますし、質疑等はですね簡潔に一つお願いをしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。

次に議案第１５号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。篠田経営管理課長。

○**病院事業部経営管理課長（篠田洋司君）**　議案第１５号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてご説明させていただきます。議案書の１５－１ページ、参考資料の１６ページをお開きください。このたびの改正は、市長が本会議場で説明しましたとおり、美祢市病院事業管理者が徴収の見込みのない債権、つまり診療に係る使用料等に対する権利を放棄することができる基準の設定を整備するものであります。まず今回、債権放棄に関する基準の設定を整備するに至った背景、経緯を説明させていただきますと、診療報酬債権の消滅時効については、私立病院民間病院の場合は民法１７０条から明確に自由診療・保険診療を問わず、短期消滅時効の３年間とされてきました。一方自治体病院・国立病院の場合は、地方自治法

２３６条や会計法３０条の規定、また行政実例から通説では５年間とされ、運用してきたところです。ところが平成１７年７月２９日の松戸市立病院事件判決では、時効の運用について、自治体病院と民間病院とでは役割は変わらないし、国立病院については実際には３年の時効で運用しており問題が発生していないとして、民法の消滅時効の規定に服する。とした判決がなされたところであります。この結果、自治法等の適用ではなく民法が適用されるとの司法判断がなされたため、時効の３年を経過しても、時効の援用手続きがないと消滅時効が完成しないこと、また、条例等で債権放棄に関する基準を定めていないことなどから、本市病院事業に限らず全国の多くの自治体病院では適正な債権管理や不能欠損処理が難しくなってきているところであります。そこで今回、美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正を提案させていただきました。改正の主な内容につきましては、追加条文として、第６条に第１号から第４号に債権放棄の基準を限定的に定めまして、またそれに伴います項番号の整理を行うもので、施行日は公布の日からとするものであります。以上で説明を終わらせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

○**委員長（安冨法明君）**　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。よろしいですか。はい、竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　ちょっと関連してちょっと飛び火をするんですが、県内にドクターヘリのことで昨日もおそらく一般質問かなんか県議会のほうではあったと思うんですね。美祢市におけるそうしたドクターヘリの受け入れ体制、ヘリーポートも含めてですねどこ辺にあるのか分かりませんが、それからこれに関連しての負担金なのか良くわかりませんが、出資金なのか、そうしたヘリ協会等にもおそらくいくらか拠出されていると思うんですね。その辺が分かればちょっと教えていただきたいと思います。

○**委員長（安冨法明君）**　藤澤事業局管理部長。

○**病院事業局管理部長（藤澤和昭君）**　只今のご質問についてでございますが、このドクターヘリに関する所管、消防のほうで対応されておられまして、手元に詳しい資料持ち合わせておりません。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　消防のほうということになれば、どっかで関連で聞きたいと思います。議案については以上で。

○委員長（安冨法明君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　管理者が当初の見込みがないときとはどんなときを言うのでしょうか。

○委員長（安冨法明君）　篠田課長。

○病院事業部経営管理課長（篠田洋司君）　委員のご質問にお答えいたします。見込みがないというときは、債権者が死亡、失踪、行方不明、その他準ずる事情とか、破算手続きによる配当をのときその債権について責任を免れたときとか、あと強制執行した場合の費用及びその他優先して弁済を受ける債権の合計額を超えないときと、あと債権放棄の存在について法律上の争いがある場合について管理者が勝訴の見込みがないと決定したときでございます。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。他に質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　ないようでございますので、本案に対するご意見はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　意見じゃなくてですねさっきの質問なんですね。私はドクターヘリは当然医療、治療に関連すると思ったんですよね。バサッと所管が違うとお答えなんです。病院のほうとしてどういう活用する。さっき私システムと申し上げた、システムといったと思います。いうたことは今メモしてましたが、それが全部消防でということになると、じゃあ医療との関係はまったく説明ができないのか、したくないのか分かりませんが、その辺は少しぐらいは分かるように説明を願えたら今後いいなと思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　他にご意見はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　それではこれより議案第１５号美祢市病院等事業使用料手数料条例の一部改正についてを採決をいたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第１号平成２２年度美祢市一般会計補正予算（第６号）を審査いたしま

す。執行部より本委員会の所管事項について説明を求めます。

なお、各会計において、歳出の人件費の補正で人事院勧告に基づく職員の給与改定に伴う減額補正、また人事異動に伴う給与の増・減額補正につきましては説明を省略されて結構でございます。はい、局長。

○議会事務局長（重村暢之君）　それでは一般会計補正予算（第６号）につきまして、ご説明をいたします。最初に歳出のほうからご説明をさせていただきます。補正予算書の１－１８、１９ページをお開きいただきたいと思います。議会費でございます。議会費におきまして、この度の補正で総額１１３万８，０００円を減額するものでございます。右側１９ページの説明欄、００１一般職員人件費の補正は人事院勧告及び人事異動に伴う補正でございます。００２議員の人件費、議員期末手当でございますが、１６４万３，０００円減額しております。これは１２月期の期末手当０．１５月分の引き下げに伴います減額補正でございます。それから００３の議会経費の費用弁償でございますが、６９万７，０００円減額しております。これは本年の３月議会におきまして、費用弁償に関する条例の一部改正をし、日額２，６００円の費用弁償の廃止をしておりますので、それに伴います減額補正でございます。次の庁用一般備品３１万５，０００円増額補正しております。これは本委員会室の一部のマイクに不具合が生じてますので、１０本分補充するものでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

○委員長（安冨法明君）　福田総務部次長。

○総務部次長（福田和司君）　同じページでございますが、続きまして、２款総務費・１項総務管理費・１目一般管理費でございます。００４の総務管理経費におきまして、市例規作成等委託料１８２万４，０００円を増額補正計上いたしております。これは主には本年度におきまして、病院の全部適用に伴います病院事業に関する規定の増加、そのほか給与規定等の法令改正に伴います改正条例並びに規則が一昨年に比べ増加をいたしたものでございまして、それに伴う増額補正でございます。

○委員長（安冨法明君）　はい、末岡地域情報課長。

○総合政策部地域情報課長（末岡竜夫君）　１枚ページをめくって頂きまして、１－２０、２１ページをご覧いただきたいと思います。同じく一般管理費でございますが、電算管理経費について補正を計上させて頂いております。まず修繕料でござい

ますが３０万９，０００円増額補正させてただいております。これは４月から９月までパソコン、プリンタ等の修理、これまで想定していたもの以外のトラブルが発生いたしております。これに伴う修繕料の増加として３０万９，０００円を計上させて頂いております。次に電算システム保守委託料を９６万３，０００円増額補正させて頂いております。これは人事院勧告の対応するために人事給与システムの変更作業の委託料とするものでございます。次に電算機器等といたしまして２５２万円増額補正させて頂いております。これは修繕料でも申し上げましたが、想定外のトラブルに陥り、修理不能のパソコンとして１５台のパソコンの備品購入費として計上させて頂いております。

○委員長（安冨法明君）　久保監理課長。

○総務部監理課長（久保宏二君）　続きまして、５目財産管理費、これの１４使用料及び賃借料、工事請負費、公有財産購入費でございますが、００１の財産管理費、土地建物借上料１３４万４，０００円、これと００２庁舎管理経費、施設整備工事６５０万円、００４用地取得事業、土地購入費２，５４０万円、この３点につきましては関連しますので、私のほうで一括して説明させて頂きます。今年の７月の豪雨によりまして、大変な規模の災害復旧業務が発生しております。建設課と農林課におきまして、本庁別館の現事務所ではスペース的に対応できないということでございますので、急遽県の施設を借り上げ災害復旧業務に当たっております。この建物の借上料になるわけでありますが、場所は美祢保健センターの南に建設してあります。旧農林事務所、と言うよりは昔の県の保健所と言ったほうがなじみが深い建物かと思われます。今年の７月末から来年の３月末まで約８ヶ月間の借上料を県の基準で算定した金額でございます。１ヶ月約１６万８，０００円で８ヶ月分、計１３４万４，０００円を計上しております。続きまして、工事請負費６５０万でございますが、これはこの建物と土地につきましては、県からの売却の紹介がございました。市としましても保健センターや吉則駐車場に隣接しておりますので、将来の再開発において非常に有望な土地でございます。出来れば購入したいと言うことで県と協議を重ねてまいりました。結果、土地は２，５４０万、建物は無償譲渡、いわゆるただと言うことでございます。建物につきましては、主たる建物が事務所棟で鉄筋コンクリート造２階建て、延べ面積は７９５．８２平米でございます。昭和４５年に建てられた築４０年の建物でございますが、これ以外に小さい倉庫、車庫

等でございますが、付属する施設が四つございます。いずれにしましても今後事務所として利用しますには、トイレ、湯沸かし室、内装等において若干の改修工事が必要になります。この改修工事として５００万円を計上しております。残りの１５０万円につきましては、本庁別館の２階、３階の部屋の使い勝手をよくするということで、間仕切り壁の改修工事を１５０万円計上しております。計６５０万円の工事請負費を計上してるところでございます。最後に先程から申しました昔県の保健所があった施設でございますが、県から購入する費用といたしまして２，５４０万円ということで県のほうが示してきたわけでございますが、地目は宅地で敷地面積が２２７４．７８平米ございます。これの購入費を平米単価に換算しますと約１万１，１６６円となります。敷地が将来において再開発においては大変有望な敷地でございますので、出来れば購入したいと言うことで計上してるものでございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（安冨法明君）　はい、倉重財政課長。

○総務部財政課長（倉重郁二君）　続きまして財産管理費、００１財産管理経費にお戻りいただきまして、減債基金元本積立金、調査等整備基金元本積立金でございます。今回の補正におきまして、歳入歳出の調整を行った結果、余剰金が生じましたので、今後の財政需要に供え積立を行うものであります。減債基金へ６，５８１万８，０００円、住宅等整備基金へ５，０００万円それぞれ積立を行うものであります。

○委員長（安冨法明君）　はい、奥田企画政策課長。

○総合政策部企画政策課長（奥田源良君）　続きまして、目１０活性化対策費でございます。この中の００５ふるさと美祢応援寄附金事業でございます。これにつきまして１７５万１，０００円の補正をお願いしております。内容につきましては報償費といたしまして、贈答品代を３８万２，０００円、役務費といたしまして、通信運搬９，０００円、積立金といたしまして、基金の元本積立金を１３６万円でございます。これは当初８４名の寄附金の方を予定しておりましたが、この１１月末までに１１２名の方がもう寄附をされております。今年度今、１９０名を想定しておるところでございます。これは市の開催いたします主に県外、市外の方が集まられるイベント等で、宣伝と言いますか、寄附をお願いしたところによると分析しております。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　はい、福田総務部次長。

○総務部次長（福田和司君）　続きまして、ページの２４ページ、２５ページをお開き下さい。４項選挙費・２目参議院議員選挙費におきまして、補正額２２４万３，０００円を補正計上いたしております。これにつきましては平成２２年7月１１日執行の第２２回参議院議員通常選挙の実施後の精算見込みによる減額補正でございます。００１の一般職員人件費、並びに００２の参議院議員選挙費におきまして、人件費及び消耗品等におきます精算に伴う減額補正をするものであります。

○委員長（安冨法明君）　はい、松野商工労働課長。

○総合政策部商工労働部長（松野哲治君）　続きまして、ページ飛びまして３８ページ中程でございます。７款商工費・１項商工費・２目商工振興費、右側の説明欄の００１商工振興経費に商業現況調査事業委託料としまして１６０万円を追加しております。これは現在美祢市の産業を振興するために産業振興推進審議会でご協議をいただいておりますが、この中で商業について現状の把握はどうなっているのか、現状の調査をするべきではないかとのご指摘をいただきましたので、市内全域を対象に予定調査項目としましては、商店及び取り扱い商品の確認、空き店舗の状況、空き店舗等の活用についての所有者の意識調査等を調査分析を行い、今後の各種計画の基礎資料とするものでございます。以上で歳出の説明を終わります。

　続きまして、歳入関係の説明を申し上げます。１－１２ページになります。１５款県支出金・２項県補助金・４目労働費県補助金でございます。これは平成２１年度から３ヶ年に県から交付される緊急雇用創出事業臨時特例基金補助金を、今歳出で説明させて頂きました商工振興経費の商業現状現況調査事業委託料と、観光費でございますが環境整備委託料３５万７，０００円を併せまして、１９５万７，０００円を補正するものでございます。

○委員長（安冨法明君）　はい、福田総務部次長。

○総務部次長（福田和司君）　１２ページ、１３ページの最下段でございますが、県支出金の３項委託金でございます。１の総務費委託金２２４万３，０００円の減額補正を行っております。これは参議院議員選挙に伴います先程説明しました不用額に伴います財源の減額補正でございます。続きまして、１４ページ、１５ページをお開き下さい。１７款寄附金・１項寄附金・１目一般寄附金におきまして２，００８万円を補正計上いたしております。これの内訳でございますが、宇部興産株式会

社のほうから２，０００万、入山アキ子ふるさとチャリティコンサート実行委員会より５万円、ヤクルト山口販売株式会社より３万円をそれぞれ寄附をいただいております。一般寄附といたしまして、広く公共に役立てていただきたい旨の意をいただいております。

○委員長（安冨法明君）　はい、奥田企画政策課長。

○総合政策部企画政策課長（奥田源良君）　同じページの目２総務費寄附金でふるさと美祢応援寄附金でございますけど、これ先程申しましたふるさと美祢応援寄附金を１３６万円を寄附金として計上しております。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　倉重財政課長。

○総務部財政課長（倉重郁二君）　同じく１８款繰入金・２項基金繰入金でございます。この度の補正に伴います財源といたしまして繰越金等充当した結果、基金の繰入金を取りやめるものでございます。ゆたかなまちづくり基金６，０００万円、減債基金５，０００万円、財政調整基金２億円をそれぞれ減額補正するものであります。続きまして、１９款繰越金でございます。９月議会におきまして、認定をいただきました平成２１年度の決算によります歳入歳出差引額から翌年度に繰り越します財源を控除いたしました純繰越金５億５，１３３万７，０００円を補正するものであります。次に，１枚めくって頂きまして、１－１６、１－１７ページでございます。２１款市債でございます。歳出予算に伴いまして、市債をそれぞれ調整をいたしております。土木施設補助災害復旧事業債９，４５０万円、災害援護資金貸付事業債１，８００万円を減額いたしております。続きまして、１－６ページのほうへお戻りいただきたいと思います。第２表、地方債補正でございます。只今ご説明申し上げました市債の補正に基づきまして、限度額の変更を行うものであります。以上で説明を終わります。

○委員長（安冨法明君）　説明が終わりました。ここで１０時５０分まで休憩をしたいと思います。

午前１０時３８分休憩

……

午前１０時５０分再開

○委員長（安冨法明君）　それでは、再開をいたします。休憩前に一般会計補正予算の執行部からの説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。はい、竹

岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　２点ほど。１－２１ページの旧美祢の保健所を買い取られるということと、使われるようにとおっしゃったんですが、どういう使い方をされるのか。いわゆる何課がいくのかわからんけど、その辺をちょっと教えていただきたいのと、意見を申し上げるならば、できれば監査室をできればどっか１階に置いてほしいと。今、副市長が笑うちょっちゃったけど、担当は、２階のここの本庁の担当の人は、書類を全部下へおろして、３階へ上げてまたおろして、２階へ上げるんですね。私は、年を取って上がるのがえらいけど、担当者は膨大な書類を上がったり降りたり大変なんです。それと場所的にちょっと狭いということがありますんで、どういう形であそこを使われようとしているのかというのが１点。それから商業の現況調査というのは非常に私もいいと思うんですが、１６０万ということになると、どういうやり方をするのか。コンサルに任せるのか。どっかに委託するのか。その辺を。委託料と書いてあるからどっかに任せるんだろうと思うんですね。これは、コンサルなのかどうか。その辺の２点です。福田総務部次長。

○**総務部次長（福田和司君）**　委員ご質問の１点目の事務所の今後の活用見込みということでございます。委員さんご指摘のとおり別館３階の教育委員会、監査委員事務局。それと２階のほうに建設、農林こちらが入っておりますが、非常に手狭な状況にございまして、業務にも若干の支障をきたしているという状況がございまして、そこら辺のスペースの緩和ということも含めて、新たに農林事務所を活用させていただくということでございまして、議員ご指摘のように監査に委員会室につきましても、現行よりも若干スペースを広げられるような形での検討を現在考えております。以上です。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、松野商工労働課長。

○**総合政策部商工労働課長（松野哲治君）**　只今のご質問にお答えをします。委託先につきましては、専門委員である中小企業診断士やコーディネーターの確保、店舗や商店街の活性化に日頃から携わっておられます美祢市商工会を一応予定をしております。市内の卸小売り店舗が現在約４３０店舗と空き店舗が約２００店舗ございます。合計で６３０店舗を対象に対面での聞き取りの方法を検討しておりまして、調査項目等の詳細につきましては、専門委員の意見を聞きながら設定を予定をしております。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、よろしいですか。（発言する者あり）他に質疑がございますか。布施委員。

○**委員（布施文子君）**　１－２１ページ００５のふるさと美祢応援寄付金事業について質問いたしますが、美祢市の人が他県に出られている。それに美祢を応援するための寄付金事業ということで、昨年よりも人数が増えているんですが、これは、どのような呼びかけをしておられるのか、ご説明をお願いします。

○**委員長（安冨法明君）**　奥田企画政策課長。

○**総合政策部企画政策課長（奥田源良君）**　まず、市のホームページにも掲載をしております。ことしはラジオ深夜便というＮＨＫの公開番組の収録があったんですけど、そちらに来られた方は、県外あるいは市外の方が多いんですが、その中にチラシというのも入れております。また、各地区にあります山口県人会という団体さんがいらっしゃると思うんですけど、そういうところでもチラシを送っております。また、Ｕ・Ｊ・Ｉターンの説明会というところでもチラシを配布しております。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいですか。（発言する者あり）三好委員。

○**委員（三好睦子君）**　１－２２なんですけど、戸籍住民基本台帳費（発言する者あり）これなんですけど、住民登録をしっかりしなければいけないと。美祢市ではないと思いますが、全国的には、高齢者の不明になったことが多いので住民登録をしっかりするという意味合いで増えたのかどうかと理解していいんでしょうか。（発言する者あり）

○**委員長（安冨法明君）**　他に質疑がございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　それでは、これより議案第１号平成２２年度美祢市一般会計補正予算（第６号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決

されました。

次に議案第４号平成２２年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第１号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。小田管理業務課長。

○**上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）**　それでは議案第４号平成２２年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。補正予算書の４－８、４－９ページをお開きいただきたいと思います。この度の補正予算は人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。４－９ページの説明欄の００１一般職員人件費でございますが、人事異動及び人事院勧告の実施に伴いまして４１万８，０００円を増額補正するものでございます。次に予備費でございます。財源調整といたしまして、同額の４１万８，０００円を減額するものでございます。４－１ページにお戻り下さい。以上の補正によりまして、歳入歳出予算の総額を３，２０９万９，０００円とするものでございます。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　人件費については、説明がいらんと言ったんですけども、他にないからしょうがないね。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　これ、今回は人事院勧告によるあれでいいんですが、施設が相当老朽化してるんですよね。これ、市長の政治的判断になろうかと思うんですが、これの所管が今、上下水道事業局になっていますが、施設を老朽化している状況と今後の方針をちょっとお尋ねしたいと思うんです。

○**委員長（安冨法明君）**　中村上下水道事業局長。

○**上下水道事業局長（中村弥壽男君）**　竹岡委員のご質問にお答えをします。秋吉に設置しておりますコミプラと言いますか、秋吉台地域し尿処理施設につきましては、昭和４６年、７年の２ヶ年継続で建設をされておりまして、すでに４０年近い年月が経っております。先の９月の議会におきましても柴崎議員さんのほうから施設の老朽に対する有水率等の質問がございました。終末処理場もそうでございますが、管路におきましてもかなりの老朽化をしておりまして、毎年わずかずつではございますが、管路更生等の予算もいただきながら逐次管路の補強等行っているところでございます。下水処理につきましては、汚水処理構想等の作成も昨年度したところでございますが、この秋吉台地域のみならず他の地域での事業の実施というこ

ともございます。予算とのにらめっこということになろうかと思いますが、早急な改修が必要だというところまでしか、私が担当の責任者としてお答えができかねます。ひとつよろしくお願いしたいと思います。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　事業局の局長やったらそこまでだろうと思うんですね。それで市長にお伺いしたいと思うんですが、相当の水道で言う漏水の反対なんですが、処理をするのに相当の雨水等が流れ込んでいて、通常の能力の３倍、４倍というのは、ざらなような状況になっていると聞いているんです。今回の補正を見していただいてですね、基金の取り崩しは、あと４，０００万ぐらいですから、これも３月末までのときには、恐らく繰り戻しされてですね、基金の取り崩しは一銭もしないという財政のコントロールは非常に評価ができるんですが、市長、このことについてですね、今後の方針をちょっとお聞かせいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（安冨法明君）　村田市長。

○市長（村田弘司君）　竹岡委員が特に議会選出の監査委員のお立場での兼ねてのご質問だろうと思います。確かに非常に施設が老朽化しておりますし、またコミュニティプラントと言うことである特殊な目的を持って、昭和４６年、７年ですかね、旧秋芳町におかれまして、秋吉台地域の振興ということで、そのベースを作るということで、作られたものですね。非常に３０年以上経過していまして、４０年近いですから、その意味で言えば、耐久年数を相対的にもう経過をしつつあると、私も認識しております。これを他の特別会計と同一の会計で処理をするのか。もしくは単体で残したままですね、お金を注入して更新をしていくか。大きな考え方が出てこようかと思います。これも９月にもお答えしたと思いますけれども、ちょっと実際の管路の状況等、私のほうにしっかり調査結果を持ってきてもらいまして、施設の状況を頭に入れた上で、最終的な判断をくだしていきたいと思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　質疑がないようでございます。本案に対するご意見はございませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　意見だけ申し上げたいと思うんですが、今、市長が言われたようにですね、これをどこに組み入れるかというのが大きな一つの問題だろうと思うんですが、観光に関連してやった施設という位置付けからすれば、少なくとも市長、観光の特会が完全に赤字が解消できるというのも見通しが立ってますんで、少なくともその赤字解消が完了した頃には、多少具体的な案が出るようにお願いをしたいと思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　他にご意見がございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　よろしいですね。それではこれより議案第４号平成２２年度美祢市環境衛生事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第５号平成２２年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を審査をいたします。執行部より説明を求めます。小田管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）　それでは議案第５号平成２２年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。この度の補正予算は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございます。額といたしまして７０万８，０００円を減額補正するものでございます。それに対応いたしまして、財源調整として、同額の７０万８，０００円を増額するものでございます。次に予備費でその財源調整としまして、予備費を同額の７０万８，０００円を増額するものでございます。以上の補正によりまして、歳入歳出予算の総額を２億２,３９２万７，０００円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　はい、よろしいですね。本案に対するご意見はございませんか。はい、三好委員。

○委員（三好睦子君）　先程からですが、人事院勧告によって人件費の削減の議案の全ての人件費削減の案件については、１２号で反対しておりましたので、（発言する者あり）この人事院勧告に対するもの。先程、初めに言えばよかったんですけど。（発言する者あり）

○委員長（安冨法明君）　この議案に対しては、どうされますか。（発言する者あり）わかりました。（発言する者あり）ちょっと、雑談をやめていただきます。一応ですね、この議案に対して進めますので。あとはあとで考えていただきます。反対意見があるようでございますが、ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　よろしいですね、はい。これより議案第５号平成２２年度美祢市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。（発言する者あり）

〔賛成者挙手〕

○委員長（安冨法明君）　挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。（発言する者あり）

次に議案第７号平成２２年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を審査をいたします。執行部より説明を求めます。小田管理業務課長。

○上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）　それでは議案第７号平成２２年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。この度の補正は、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の補正を行うものでございまして１３５万２，０００円を減額補正するものでございます。これに対応しまして、財源調整として、予備費を同額の１３５万２，０００円を増額するものでございます。以上によりまして、歳入歳出予算の総額を３億１,４１５万８，０００円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑は、ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　本案に対するご意見はございませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　じゃから、全部反対なんやろう。はい。それでは、これより議案第７号平成２２年度美祢市簡易水道事業特別会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○**委員長（安冨法明君）**　挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に議案第９号平成２２年度美祢市水道事業会計補正予算（第２号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。小田管理業務課長。

○**上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）**　それでは議案第９号平成２２年度美祢市水道事業会計補正予算（第２号）についてご説明申し上げます。黒の背表紙の美祢市水道事業会計補正予算書（第２号）を見ていただきたいと思います。この度提出しました補正予算の内容は、収益的収支におきましては、人事異動に伴う人件費と施設等の修繕費に係る補正、また資本的収支における補正は、上水道祖父ヶ瀬ポンプ場及び厚保簡易水道ポンプ場の浸水対策事業実施に係る事業費の補正を行うものでございます。それでは補正内容について概略をご説明申し上げます。補正予算書４ページ、５ページをお開き下さい。収益的収入及び支出の補正でございます。まず５ページの支出でございますが、配水及び給水費、節で給料、手当、法定福利と修繕費、合計いたしまして３３０万９，０００円を増額するものでございます。その下の総係費でございますが、給料、手当、法定福利費、これは人事異動及び人件費に伴う人件費でございますけど、２１万２，０００円を増額補正するものでございます。次に簡易水道事業費・営業費用・目の営業費用でございますが、人事異動に伴う人件費等が主なものでございますけど、給料、手当、法廷福利費、先程申しました修繕費を含めまして８０１万３，０００円増額補正するものでございます。この度の補正額につきまして、人事異動に伴う人件費の補正額が、合計で１６５万９，０００円、施設等修繕費の補正額が９８７万５，０００円となっております。以上の補正後における本年度の予定損益につきましては、１３ページをお開き下さい。１３ページの下から３番目にあります当年度純損失が１,３１２万３，０００円となる見込みでございます。次に、６ページをお開き下さい。この度の補

正は去る７月の豪雨災害により、祖父ヶ瀬ポンプ場の取水施設と厚保簡易水道ポンプ所に大きな被害を受けたところでありますが、これら災害を教訓といたしまして、今後も昨年７月のような豪雨が発生することが予測されることから、この対策工事を行うための経費を補正するものでございます。それぞれの対策工事の内容につきましては、後程中村局長から説明することといたしまして、初めに補正予算の内容からご説明申し上げます。まず収入でございますが、６ページの上の資本的収入・目の企業債でございますけど，後程説明いたします建設改良費の支出財源に充てるため、上水道事業債といたしまして７，１４０万円、簡易水道事業債といたしまして１億７１０万円、併せて、１億７，８５０万円を企業債の発行に求めるものでございます。次に、支出でございます。資本的支出・建設改良費・上水道配水設備改良費でございますが、委託料といたしまして４２０万円、これは上水道ポンプ場浸水対策工事、工事管理等業務の委託料でございます。次に工事請負費として７，１４０万円、併せまして７，５６０万円の増額補正するものでございます。次に簡易水道配水設備改良費におきまして、委託料といたしまして５７７万５，０００円、これは先程申しました上水道と同じように工事管理等の業務委託料でございます。工事請負費いたしまして１億７１０万円、補償費といたしまして６０万円、合計で１億１，３４７万５，０００円増額するものでございます。次に固定資産購入費、これは厚保ポンプ所用地費といたしましてとして、６８５万５，０００円増額補正するものでございます。この結果、支出の建設改良費といたしまして、合計で１億９，５９４万円を補正するものでございます。この結果、収入が支出に対して不足する額は２億３，５６０万３，０００円となり、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補てんするものでございます。戻りまして、２ページをお開き下さい。先程４条の収入のところでご説明申し上げましたとおり企業債の限度額を６，６２０万円から１億７，８５０万円増額補正し、２億４，４７０万円とするものでございます。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　はい、中村上下水道事業局長。

○上下水道事業局長（中村弥壽男君）　それでは、私のほうから浸水対策におきます祖父ヶ瀬ポンプ場、厚保簡水ポンプ所の浸水対策の候補についてご説明を申し上げたいと思います。議員の皆様方には机上のほうへ水道施設浸水対策候補別検討比較表という２枚綴じのものをお配りしております。この度の補正につきましては、小

田課長のほうから申し上げましたとおり、７月の豪雨災害によりまして、上水道祖父ヶ瀬ポンプ場の取水施設と厚保簡易水道のポンプ所が浸水をし、原水の取水ができなくなったという大きな被害を受けたところでございます。この災害を教訓として、何らかの手当を行う必要があろうと。そして、来年度以降これからもこの７月のような豪雨災害が発生することが、最近の異常気象等、全国的にゲリラ豪雨等発生していることから、来年以降も発生することが多分に予測されるとこでございます。早急に対策を講じる必要があるということから、先の９月議会の初日おきまして、調査費のご議決をいただいたところでございます。そして、議決いただいた日以降調査、そして工法等の検討をしてきたとこでございまして、この度の議会におきまして対策工事の補正の提出に至ったとこでございます。一刻も早い完成が望まれるとこでございます。ご審議の程、お願いをしたいと思います。それでは、対策方法の説明をさせていただきます。この度の被害につきましては、先程申し上げましたとおり厚狭川の氾濫によりまして、２つのポンプ所が浸水被害を受けまして、原水が取水できなくなったということでございます。そしてこのことにより、水道の断水に至ったというとこでございまして、市民の皆様方には、大変御迷惑をお掛けしたとこでございます。それでは、祖父ヶ瀬ポンプ場の工法についてご説明を申し上げます。それぞれ祖父ヶ瀬ポンプ場なり厚保簡易水道ポンプ所、数案の工法を検討したとこでございます。工法を比較検討するにあたりまして、１ページの下でございますが、（注）の１に書いておりますが、工事を行うにあたって既存の水源に影響を与えないこと。また、河川氾濫時においても、原水の取水が可能である工法。この二つを基本条件として検討を行ったとこでございます。まず、工法①の取水井内水中ポンプ設置案、②の旧水槽内水中ポンプ設置案、そして③の新たな取水ポンプ室を築造する方法の三つの方法について、比較検討を行ったとこでございます。そして（注）の２のほうにも書いておりますが、取水ポンプ室の周囲に止水壁を設置する方法も検討を行ったとこでございますが、ポンプ所用地が狭隘、狭いということ。そして仮に設置することが出来ましても、水源の周囲に基礎を敷設することになることから、水源への影響が懸念されること。このようなことで、止水壁の工法につきましては、検討案から除外をしているとこでございます。三つの方法それぞれの運用方法、施工内容につきましては、それぞれ記載をしておりますが、個々の説明につきましては、時間の関係で省略させていただきます。①案、②案に

おきます電気関係及び計器類につきましては、現在の位置に設置しますと、また浸水被害等々の危険もあるということから、ポンプ場本体のほうへ移設することで計画をしているところでございます。なお、この３案の比較におきましては、工事の施工性、そして施工後の施設の維持管理性について検討を行ったところでございます。検討の結果の欄にも記載しておりますが、対策工事による水源への影響、対策後の維持管理、そして来年の梅雨までには完成をみる必要があるという工期の関係、それから経済比較等を考慮したとこでございますが、①案の取水井内に水中ポンプを設置する方法が最善と考えられるところでありまして、この方法による概算事業費を補正計上させていただいているところでございます。

次に厚保ポンプ所でございます。１枚おめくりをいただきまして、２ページをお願いしたいと思いますが、厚保ポンプ所につきましては、冒頭申し上げましたように、厚狭川の氾濫水位は、現在のポンプ所が完全に隠れる、それ以上の水位が上がった、上昇したというとこでございます。表のとおり三つの方法について検討したところでございます。①案と③案につきましては、現在のポンプ所と同じレベルでの土地の高さでございますが、同じ位置での工事施工案。そして②案におきましては、水害に影響されない高さ、この度の氾濫によりまして、水位が上がったわけでございますが、この水害に影響されない高さにポンプ所を再築造するという案でございます。①案につきましては、現在のポンプ所の隣に水害に影響されない高さまで土地を嵩上げしまして、新しいポンプ所を築造する方法でございます。③案につきましては、現在のポンプ所の周囲に水害に影響されない高さの防水壁を築造をする案でございます。②案につきましては、河川区域外の位置で水害に影響されない高さの用地を現在のポンプ所北側に造成しまして、そこに新しいポンプ所を築造する案でございます。①案、②案の取水方法につきましては、現在の水源から水中ポンプで取水するものでございます。以上、この３案を比較検討しました結果、現在の位置での対策は、工事の施工性、将来にわたる維持管理、それから工事を行うことによる水源に与える影響等を考えますと、事業費的に多額にはなりますが、②案による高い位置に用地を造成し、新しいポンプ所を築造する方法が最善と考えるとこでございます。簡易水道事業費におきましては、②案による必要経費を補正計上したとこでございます。以上のように、上水道におきましては、水中ポンプを取水井内に直接設置する方法、厚保簡水におきましては、水害に影響されない高さで、

なおかつ河川区域外にポンプ所を築造する方法を採用をしたとこでございます。来年もことしのような災害が起こらないという保障はございません。一刻も早い完成を目指して取り組んでまいりたいと思います。よろしくご審議の程お願い申し上げます。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑は、ありませんか。竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　水害等で断水等があったわけですから、それに対して安心安全な水を、飲料水を市民の皆さんに供給するというのは、これは行政の大きな使命ですので。私はこの施設についてはいいんじゃないかと思うんですが、それよりは、私、気になっているのは、何ページかいね。９ページなんですが、職員給与費が補正前と補正後で３９．８歳から４０．７歳。すっと１歳ほど年齢があがってどこが補正前でどこが補正後の基準かわかりませんが。逆にちょっと下水のほうを見してもらいましたら、下水は１．何ぼ下がっておるんですよね。補正後と補正前では。職員の担当替えがあったんでしょうか。局内で。下水と上水の。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、小田課長。

○**上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）**　委員さんのご質問にお答えをします。水道事業におきましては、若い職員がいたのが、その職員よりかは年の職員が人事異動でかわってきたということでございます。逆に下水道事業におきましては、年の職員から新採の職員の人事異動がありました関係で、平均年齢等が下がっているわけでございます。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　それでですね、局長は、どっちから給料を取りよってんかいね。水道、下水。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、小田課長。

○**上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）**　中村局長の人件費につきましては、水道事業のほうで予算計上してございます。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　あの、局長、下水のほうしか仕事しちゃあないんじゃろうかい。その辺の予算取りは、どうなってんですかいね。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、中村上下水道事業局長。

○**上下水道事業局長（中村弥壽男君）**　委員のご質問でございますが、私の人件費につきましては、水道事業会計のほうから今、支給を受けているところでございます。（発言する者あり）水道でございます。（発言する者あり）下水のほうからの支出はいたしておりません。仕事につきましては、下水も行っております。（発言する者あり）なお、本来であれば、上水、下水二つの仕事をしております。下水関係につきましても、特別会計３会計の仕事もしております。なぜ上水だけかというご質問には、的確にはお答えできかねますが、これまでの経緯で水道事業に携わると言いますか、過去、水道課と申しておりましたし、水道事業のほうから支出をしていたという経緯で、現在まできているんでなかろうかというふうに推察されます。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　あの会計区分からすると、どっちも公営企業会計で、同じ局の中に上水部門、下水道部門があるわけですから、私は双方から経費負担をすべきだと思うわけですが、３月議会で補正でやりかえるという意志はございませんか。

○**委員長（安冨法明君）**　中村局長。

○**上下水道事業局長（中村弥壽男君）**　お答えを申し上げます。管理者であります市長と協議の上、対応させていただきたいと思います。

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　本案に対するご意見はございませんか。はい、三好委員。

○**委員（三好睦子君）**　人勧による人件費の削減には反対ですが、こういった災害復旧工事の水道など、災害復旧工事に関する補正には賛成ですので、ケースバイケースでこの災害復旧工事の補正には賛成です。

○**委員長（安冨法明君）**　ほかにご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　それではこれより議案第９号平成２２年度美祢市水道事業会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第１０号平成２２年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第１号）を審査をいたします。執行部より説明を求めます。小田管理業務課長。

○**上下水道事業局管理業務課長（小田正幸君）**　それでは、議案第１０号平成２２年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第１号）についてご説明申し上げます。この黄色い背表紙の予算書でございます。この度提出します補正予算の内容は、人事院勧告及び人事異動に伴う人件費の補正を行うものでございます。収益的収支におきましては３６８万１，０００円を減額し、１１ページに掲載しております下から３段目の当年度純利益が２,３９７万６，０００円となる見込みでございます。次に資本的収支におきましては、人件費を２７万２，０００円増額補正するものでございます。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいですか。質疑がないようでございますので、本案に対するご意見はございませんか。（発言する者あり）

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員（三好睦子君）**　人件費だけじゃね。増額補正じゃあなかったですかね。（発言する者あり）検討します。（発言する者あり）人勧だけですよね。人勧による人員削減には反対です。（発言する者あり）

○**委員長（安冨法明君）**　ほかにご意見はございませんか。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　それでは、これより議案第１０号平成２２年度美祢市公共下水道事業会計補正予算（第１号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○**委員長（安冨法明君）**　挙手多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第１７号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更に

ついてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。福田総務部次長。

○**総務部次長（福田和司君）**　それでは、議案第１７号についてご説明申し上げます。議案書の１７－１ページ並びに参考資料の１９ページをお開き下さい。議案第１７号は、山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてでございます。これは、平成２３年４月１日より山口県市町総合事務組合規約第３条第９号に定める共同処理する住民の交通災害共済に関します事務につきまして、地方自治法第２８６条第２項の規定、一部事務組合を組織する地方公共団体に関する規定の変更によりまして、萩市が追加となり共同処理する団体が増加することにより、山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約の一部を改正する規約となっており、１の事務を共同処理する団体の変更で萩市を追加いたしまして、２の山口県市町総合事務組合規約の一部を改正する規約につきまして、「、光市」から「、萩市、光市」に変更するものでございまして、この規約は山口県知事の許可のあった日から施行するものでございます。地方自治法の２９０条の規定によりまして市議会の議決を求めるものでございます。以上、ご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○**委員長（安冨法明君）**　説明が終わりました。それでは、本案に対する質疑は、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　はい、ないようですので、それでは、これより議案第１７号山口県市町総合事務組合の共同処理する事務及び規約の変更についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第２２号平美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。松野商工労働課長。

○**総合政策部商工労働課長（松野哲治君）**　議案第２２号でございます。２２－１ペ

ージ及び参考資料の４６ページをお開き下さい。議案第２２号につきましては、１．施設の名称、道の駅おふく。２．指定管理者となる団体の名称、美祢観光開発株式会社。３．指定の期間、平成２３年４月１日から平成２８年３月３１日までとしており、現在、当施設の指定管理者として美祢観光開発株式会社を指定しておりますが、平成２３年３月３１日をもって指定の期間が満了いたします。つきましては、当施設の管理運営を行うことを目的に設立された美祢観光開発株式会社を美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例及び美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインにより、公募によらない指定管理者として先月１１月８日に開催されました選定委員会における指定管理者候補者決定に基づき、平成２８年３月までの５年間再指定をしたいと思いますので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により市議会の議決を求めるものでございます。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

○委員長（安冨法明君）　はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　あの、直接的な道の駅のおふくの指定管理者制度について、異論があるわけではないんですが、議会に諮るときにですね、安冨委員長も本会議場で言われたと思うんですね。今の美祢観光開発株式会社については、長年継続していますから、だいたい中身はわかるんですね。しかしながら、この程度と言ったら言い方が悪いんですが、この程度で議会が審議せえって言われてもね、私はできんと思うんよね。ですから、今度連合審査の時にも、みとう道の駅のことも出していただこうと思うんですが、どういう公募をし、どういう経過でなったのかっていうのは、全く見えてないんです。その辺を今後の議会の諮り方について、どこかで、一般質問したときも市長が検討されるとおっしゃったんですが、どうですかねその辺。即、改善はできんかもしれませんが、こういう出し方で、議会のほうは承認しろと言われてもさっぱりわかりません。紙一枚じゃあ。その辺について考え方をもう一回、お聞きしたいと思うんです。

○委員長（安冨法明君）　田辺総合政策部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　只今の竹岡委員のご質問にお答えをします。現在の議案を提出いたしたときの参考資料がちょっと不足しているのではないかということだったと思います。これについては、今後、必要なものを参考資料としてお出し

するようなことと、今後のガイドラインも常に必要な見直しをする必要があろうかというふうに考えてますので、それも含めて今後検討させていただきたいというふうに考えています。以上です。

○委員長（安冨法明君）　はい、南口委員。

○委員（南口彰夫君）　これ指定管理という制度にのせるのは、これ２回目なそいね。わかるかいね。１９年にやっちょるんですね。そのときも指定管理なのに指定管理料も含めて、他の指定管理の制度と全く違う扱いがなされちょると。ここだけ。そもそも第三セクターで設立されており、それをそこの職員、責任者により責任と自覚を持たせるために、指定管理という制度を運用、活用するという趣旨がわからないことはない。ところが、その初期の提案である、そこで働く人達もしくはそこの管理者、責任者により一層の経営責任自覚を持たせるということになれば、先程竹岡議員が言ったように、本来、指定管理に出す経過並びに出したときに示した資料等の配付は、少なくとも公にされているものなんですね。だから、一市民が情報公開条例を盾にして求めりゃあ、当然公開されるべきものなわけ。それともう一つは、最近美祢農林ができてから美祢農林が矛先の矢面に立つようになったけど、美祢農林がちょっと薄れて、今度はほかの方向に行きよるんやけど。以前は、毎回議会のたんびに取り上げられたのが、於福の道の駅なそ。これ何でかって言ったら、やっぱ観光と兼ねているために接客のために売り上げが高騰したり、それから燃料が高騰したり、上がったり下がったりですね。するたんびに経営が不安定な面があるので、それこそ１，０００万から１，５００万円ぐらいの支出がいると。これが議会に当然、美祢農林も同じようなことになっちょるんですけど、そのたんびに何でこねえなるんか、あねえなるんかと。その後、少なくとも聞きおよんじょるところでは、責任者も含めて一時金などが相当カットされていると。他の指定管理の施設等比較しても、委託しているところと比較しても、かなりの格差がついてきているんじゃないかと思うんですよね、賃金労働条件で。ところが本来の働く人達や管理者に責任と意欲、自覚を持たせてやらせると、ということになれば、少なくともある程度の予算を伴う運営計画と、それに対するそのラインに基づいた管理料。そうした点がきちんと定められているのかどうなのか。

○委員長（安冨法明君）　田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　只今の南口委員のご質問ですが、責任者の人件費を

保障するような基準が定められているかどうかという（発言する者あり）

○委員（南口彰夫君）　いえいえ、指定管理なら指定管理料。売り上げが範囲内の中できちんとした協定書に基づいて、その売り上げがずっと下がってきちょるちゅうのもあるんじゃけど、その努力すれば、当然その一時金等も払えるようになるとかという目鼻を付けて指定管理にしちょるんかと。本来の指定管理の趣旨に沿って。

○総合政策部長（田辺　剛君）　今の指定管理の協定によると、収入をもって必要な経費がまかなえるという考えで出しておりまして、そのそれぞれの市の責任それから指定管理者の責任というのは、ガイドラインの中のリスク分担に基づいております。収益が上がったときには、基本的には指定管理者の収入にすることができるということになっておりますので、それを収益が上がった場合には、その中の人件費をアップするということは可能かと思います。

○委員（南口彰夫君）　ちょっと実情と違うんじゃあない。それこそ今年度ぐらいなもんで、道の駅に対する補正予算が出て来んのは。毎年出てきよったわけ。そりゃあ何かって言ったら、収益が下がるのと合わせて、あそこの道の駅の運転資金が当然、滞るから。ところが、下がってランニングコストも含めながら、人件費も下げていくが、そこで例えば灯油の値段が高騰したら、辻褄が合わんでまたそこで補正せんにゃあいけんというところが出てくるが、灯油のところなんか当然協定書作ったとしても予期せぬ事態じゃから、そりゃあいいんですけど。その少なくとも指定管理料で、あそこが収益事業でありながら、じゃからと言って常に黒字が出る体質じゃあ最初からないわけいね。初期投資したものからそのかかるランニングコストまで含めて。第三セクターと言う趣旨なら今のままでかまわんのやけど、指定管理と言うことになれば、当然そこで働く人達やその管理を請け負う責任者のリスク分担、それのガイドラインがここは定められていないんじゃないかって言ってるんです。ここは、特殊な扱いの指定管理になっちょるんじゃないかと。意味分かりますかね。指定管理料を一切出してないやろう。必要な予算をその都度まかないよるわけ。ことし、たまたま前年度の売り上げとその前の一般会計からの補填で、ことしが何とかやりきれるということになって。来年も絶対出てくる。なぜ、指定管理という制度を運用、適用しちょるのに、その指定管理、他の事業所なり施設と合わせて、同じような取扱いがなされないのかというところをお尋ねしちょる。

○委員長（安冨法明君）　はい、田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　道の駅おふくについてはですね、他の部屋を貸すところとか、その施設を一般の市民の方に利用していただくという施設とは、性質が異なると思います。それらについては、入ってくる収入に対して、経費がそれ以上にかかりますので、その差額については、当初から予想されるものでありますから、指定管理料ということで市が負担する必要があろうかと思います。ただ、この道の駅おふくについては、収入をもって必要な経費をまかなうという前提で指定管理の協定を結んでおります。当初、協定を結ぶときに、想定されない事態、先程言われた原油の高騰ですとか、予期せぬ事態が生じて、収入をもって必要な経費がまかなえないようなときは、双方、市と指定管理者の協議によって、必要な経費は市が負担するということで今までやってきておると思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。南口委員。

○委員（南口彰夫君）　そうすると原点に戻って、先程竹岡議員が求めた資料の提出はある程度できるんですか。

○委員長（安冨法明君）　はい、田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　先程言われたのが、公募の関係とその審査の資料ということですが、その中には個人情報とか個人の、例えば審査会で個々の審査委員がそれぞれどのような採点をしたかっていうことをちょっと難しいかと思いますが、全体でどのような審査結果であったかということは大丈夫と思います。

○委員（南口彰夫君）　休憩を挟んで資料を公開できるのは、まず公募をしてその説明会で、その来られた方々に行こうと思えば、私が行っても、もらえたわけいね。少なくともその資料と、それからもう一つは、審査の審査項目に対する配点。これは県も公開しちょるからね。他市も美祢市もおそらく公開しちょるやろう。審査項目に対する配点の点数は、おそらく１社しかなかったでしょうけど、例え１社であったとしても公開するやろう。それを資料の提出を求めて。（発言する者あり）公募はしていないが、審査はしちょるということは、何らかの処理を当然指定管理の美祢市の基準に沿った書類の作成をさせて、それをあげさせて審査をしちょると。それ、予算、伴なっちょるん。

○委員長（安冨法明君）　田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　只今のご質問ですが、平成２１年９月にガイドラインを改正しております。それまでは、公募によらない場合は、審査会を開く必要は

特になかったんですが、この改正によって公募によらない場合でも審査会を開いて、一応指定管理者として適正かどうかという判断のもとに、選定するということにしておりまして、当然申請書も公募による場合と同じ申請書を出していただいて、公募による場合と同様の審査項目にしたがって、審査員の審査をお願いしております。以上です。

○委員長（安冨法明君）　はい、南口委員。

○委員（南口彰夫君）　公募をしてなけんにゃあ、市のほうから何らかのその資料の提出っちゅうのは、向こうに対してはしちょらんのいね。申請書というものだけかいね。向こうに渡したのは。（発言する者あり）それに基づいて、じゃから申請書は県も含めて、指定管理者で申請書は、企業並びに団体のノウハウで個人情報も含めて非公開の対象になっちょるからね。企業のノウハウとして。それを出すことはできんわいね。そうすると出せるものとすりゃあ、採点表ぐらいかね。じゃあその資料の提出を、委員長通じてお願いしたいと思います。

○委員長（安冨法明君）　ほかに質疑はございますか。三好委員。

○委員（三好睦子君）　組織図を見たのですが、正社員のところが空白になっています。正社員がおられないところは、パートの方が責任を持ってやっておられるのでしょうか。それとパートとパートナーの身分って言うか責任の度合いは違うのでしょうか。

○委員長（安冨法明君）　はい、松野商工労働課長。

○総合政策部商工労働課長（松野哲治君）　只今のご質問にお答えをします。組織図の中の正社員の人数がないところっていうことでございますけども、これは、掛け持ちでやっておるというふうに考えて、正社員が掛け持ちでやっておるというふうに考えていただきたいと思います。それとパートとパートナーの違いでございますけども、パートにつきましては、会社のほうからこの時間からこの時間までの勤務をお願いをするっていう方がパートでございます。パートナーっていう方は、その出勤される方の都合により、自分は何時から何時まで仕事をしたいがということの申し出があった職員の人数でございます。パートナーとパートというのは、その違いがあります。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。はい、１２時を過ぎておりますが、他に質疑が、質疑だけ受けたいと思いますが、あれば。よろしいですか。はい、それで

はですね、（発言する者あり）それではですね、午前中の審査はここまでとしたいというふうに思います。再開は１時から。主管課におかれては、南口委員からの資料の請求がございましたが、指定管理にあたっての採点表。採点結果について、提出をしていただきたいと思います。残りの審査につきましては、午後１時からとしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

午後０時０５分休憩

……

午後０時５８分再開

○**委員長（安冨法明君）**　それでは再開をいたします。午前中の審査において議案第２２号の質疑を受けたところでございますが、質疑の中で選定基準の採点表の提出の求めがありましたので、今、机上に配付をされておると思います。よろしいですか。それではですねこれの説明とあわせて、ひとつですね答弁漏れと言いますか、答弁の追加があるようでございますので。田辺総合政策部長。

○**総合政策部長（田辺　剛君）**　それでは先ほどの答弁の補足説明をさせていただきたいと思います。道の駅おふくの平成１８年度から２２年度まで、これまでの指定管理の期間で指定管理料の補正をしたのが一回きり、２０年度に補正しております。これは原油の想定外の異常な高騰によって、経費の不足と言いますか経費の増加が見込まれたために、平成２０年度の１２月において約１，８００万円の増額の補正をご議決いただいております。これは平成２１年の３月議会において、結果的に１２月の１，８００万円の増額補正を議決していただいておりますが、決算としてこの３月議会で５８０万円減額、１，８００万円までは必要なかったということで、決算としては約１，２００万円の指定管理料の増額の補正をしたという状況であります。以上です。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、松野商工労働課長。

○**総合政策部商工労働課長（松野哲治君）**　ただ今お手元にお配りしております道の駅おふくの選定基準の説明でございます。この選定基準としましては大きく５項目、①利用者の公平性、平等性の確保、その中の小さい項目としては、この２項目について採点をしていただいております。②施設の効用と最大限の発揮、これは下の３項目について採点をしていただいております。③経費の縮減、これも３項目を元に採点をしていただいております。④管理を安定して行う人的、財政的基盤、こ

れもこの４項目について採点をしていただいております。⑤その他必要事項として、３項目の採点を行っていただいております。配点につきましては合計で１００点満点、８人の委員にお願いをしておりますので、合計点が８００点満点になります。で一番右側の８人の委員の合計点がトータルで６０９点、１００点満点に直しますと７６．１点と言うことになります。以上でございます。

○**委員長（安冨法明君）**　今資料の説明が終わりました。引き続き質疑がございますか。はい、山中委員。

○**委員（山中佳子君）**　田辺部長にお尋ねですけど、先ほどの補正の件ですが平成２０年の。道の駅おふくに対して、これ指定管理料として出ているんですか。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、田辺部長。

○**総合政策部長（田辺　剛君）**　ただ今の山中委員のご質問ですが、指定管理委託料として補正しております。以上です。

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいですか。その他質疑がございますか。はい、南口委員。

○**委員（南口彰夫君）**　ここに添付書類がありますいね。申請書の三番目、法人にあたっては当該法人の登記事項証明書ってありますいね。ここの取締役若しくは代表取締役って言うのは、私が調べた範囲内では１名しかおらんのいね。

○**委員長（安冨法明君）**　はい、松野商工労働課長。

○**総合政策部商工労働課長（松野哲治君）**　美祢観光開発株式会社におきましては、取締役と代表取締役と２名、各１名ずつであります。

○**委員長（安冨法明君）**　南口委員。

○**委員（南口彰夫君）**　農協の方から取締役が出ているということやね。そうするとここの法人が指定管理者として受託したと。ところが受託した指定管理者の管理責任者は、当然本来なら会社の役員若しくはある程度の権限を持ったものが、管理者として受託をしないといけないんじゃないかと思うんですが、その辺はどうですか。

○**委員長（安冨法明君）**　田辺部長。

○**総合政策部長（田辺　剛君）**　この道の駅おふくの美祢観光開発株式会社については、一番の責任者ということになると代表取締役の美祢市長ということで、現場の責任者として道の駅おふくの駅長がおりますが、今、現場の責任者がというご質問

でしたが、現場の責任者がその代表者じゃないといけないと言うことはございません。

○委員長（安冨法明君）　はい、南口委員。

○委員（南口彰夫君）　責任者って言やあ責任がなけんにゃいけんいね。経営責任も含めて。それからその経営責任とあわせて、例えばそこで事故が起きた時、お客さんに事故が起きた、若しくは職員が事故が起きた時には労災適用になるし。そういった意味で経営責任も含めて、職員の給料を上げたり下げたりとか、事故が起きた時には当然損害賠償の責任も含めて、道の駅の駅長はそういう責任がある人が駅長として管理者として受ける。という出す方も受ける方も認識は一致してるんですかね。

○委員長（安冨法明君）　田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　ただ今のご質問ですが、駅長としての現場での責任は当然駅長に果たしていただきますが、最終的な責任ということになりますと、やっぱり法人の代表者である代表取締役ということになると思います。以上です。

○委員長（安冨法明君）　ほかに質疑は。はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　午前中に南口委員が言われた資料が出てきたんですが、指定管理者制度の中で一般質問でも申し上げましたように、人的、物的どうのこうのというのがあるわけですが、その中で経費の縮減三番目ですね③。１２０点の総配点に比べて８６点とちょっと低いんですね。この場合の管理運営経費の縮減、それから今度連合審査のときに家族村もちょっと議論になろうと思うんですね。管理運営経費の縮減。それから経費の妥当性。それから経費縮減方法の妥当性。これが若干平均より低いという感じがするわけですが、こうした場合にですねどういう担当課は指導をされるのか。あるいはここはこういうふうにしなさいと勧告されるのか。その辺がちょっと手法についてお聞きしたいんですが。

○委員長（安冨法明君）　はい、松野商工労働課長。

○総合政策部商工労働課長（松野哲治君）　ただ今のご質問にお答えいたします。この経費の縮減に関しましては、２１年度で多少の黒字を出しております。で、２２年度も現状の状況でいきますと黒字になろうかというふうに考えておりますけれども、さらなる縮減については、商工労働課の中に第三セクター対策室がございます。その指導の下並びに従業員各人のひとつひとつの経営改善等新たな取り組みを

しておりまして、それについて申請書の中に載ってきておりましたが、その縮減の捉え方が委員の皆様方には多少ご不満があって、この低い点数になったかと思います。指定管理になった際には、さらなる経費の縮減について進めて行きたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　なんでかって、次に家族旅行村の問題があるんですよね。で、これ議員の中でも努力をしたのかしないのかという議論にも、僕は発展すると思うんです。どこまで経営努力をしたのか。それから収益を確保するために、箱物管理ではありませんので、収益確保しなくちゃいけない。黒字を出したからもういいよというのではなくって、よりこの審査員の皆さんからしたら少し採点が平均より低いんですねここが。そうするとそれに対して、第三セクターの室があるからとおっしゃったんですが、誰に指導し指摘をしているの。あくまでもここの代表者は市長なんですよね。それをどういうふうにやっておられるか、通常業務をちょっとお聞きしたんですよ。

○委員長（安冨法明君）　はい、田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　ただ今のご質問ですが、道の駅おふくの駅長に対して、第三セクター対策室から指導をしておるということです。

○委員長（安冨法明君）　南口委員。

○委員（南口彰夫君）　もうちょっと詰めて聞くけど、今の駅長は労働基準法上で言う、ここの人たちはほとんど管理職だから残業手当つかんわいね。労働基準法上で言う駅長は経営者なのか労働者なのか。

○委員長（安冨法明君）　松野商工労働課長。

○総合政策部商工労働課長（松野哲治君）　駅長に関しましては会社の役員ではありませんので、労働者という考え方でございます。以上でございます。

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。１０日の件があるのでいろいろとあれがあると思うんですが、一応ですね質疑はないようですので、ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（安冨法明君）　よろしいですか。それではですね、これより議案第２２号美祢市道の駅おふくの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第２３号美祢市道の駅みとう及び美祢市美東都市と農村交流の館の指定管理者の指定についてを審査いたします。それではまず委員の皆様にお諮りいたします。本案は指定管理者制度に関連する案件でありますので、広く議員の皆様のご意見をお聞きし、深くご協議をいただくことが重要であると考えております。従いまして、あらかじめ教育民生委員会並びに建設観光委員会と協議をしご了解を得ておりますので、会議規則第９５条の規定により三常任委員会による連合審査会を開催したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　ご異議なしと認めます。よって教育民生委員会並びに建設観光委員会の三常任委員会で連合審査会を開くことに決しました。さらにお諮りいたします。連合審査会の開催日時と場所につきましては、１２月１０日、午前９時３０分から議場において開催することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　ご異議なしと認めます。それではそのように取り計らいます。次に議案第２４号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、松野商工労働課長。

○**総合政策部商工労働課長（松野哲治君）**　議案第２４号でございます。議案２４－１ページ及び参考資料の５７ページをお開きください。議案第２４号につきましては、１施設の名称、美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センター、２指定管理となる団体の名称、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団、３指定の期間、平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までとしており、現在当施設の指定管理者として企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定しておりますが、平成２３年３月をもって指定の期間が満了することから、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインにより公募したところ、説明会には三団体が出席し、このうち本申請には一団体の応募があり、先月１１月９日に開催された選定審査会における指定管理者候補者の決定に

基づき、企業組合美祢市中高年雇用福祉事業団を指定管理者として、平成２６年３月までの三年間再指定をしたいと思いますので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長（安冨法明君）**　説明が終わりましたが、ここでちょっと先ほどと同じ道の駅の指定に関することでございますので、例の採点表が資料として用意してありますのでお配りをします。（発言するものあり）暫時休憩します。

午後１３時１７分休憩

……

午後１３時２８分再開

○**委員長（安冨法明君）**　再開をいたします。休憩前に資料の提出不足がございまして、今お手元に指定管理者の募集要項が提出をされております。説明があった方がよろしいでしょうか。（発言するものあり）これを見ていただいて、目を通していただきまして、さらに質疑がございましたらお願いをしたします。はい、竹岡委員。

○**委員（竹岡昌治君）**　くどいようなけど、この指定管理者の募集要項の中の業務条件。①から④までですかいね、その中で私が一般質問でも申し上げましたように、管理を安定して行う物的能力、お金か何かわかりませんけど。それから人的能力、いわゆる経営ノウハウをもったものというのが、それが有することと書いてあるんです。どの程度のことが求められているのかがわかりませんし。それからもうひとつはですね、これも明快なお答えがいただけなかったんですが、指定管理者制度の中に消費税がかかる場合とですね。それから事務費、これ見てないとおっしゃるんですね。今度指定管理者制度を安定してやろうとするならばですね、最小限の必要経費は見るべきじゃないかというのがまあ一つの考え方なんです。何でそのことを言うかというとですね、受けたところで事務経費も出せない、消費税も計上されてない、そうしたこれは家族旅行村のことで言えるんですが、この箱物についてもですね、どういうお考えなのか。その辺はもうちょっとした仕様書がこれわかりません。例えば四つの条件だけでは仕様書がわからないんで、今回もですね、いろんな指定管理者制度を指定をされたんでこれはいいんですが、基本的に指定管理者制度をやることによってコストを削減するという大前提が、やっぱ事務費を削減したり

してるんだろうと思うんですね。例えばですね直営でやったときには、職員の退職金まで計算する必要があろうと思うんですね。年収平均が７５０万なら７５０万かかってる職員とですね、最低賃金を割ってでもやってる指定管理者の方々、その辺を執行部はどうお考えなのか。言い方が悪いけどね指定管理者制度をすることによって、受けた人たちが資金繰りも銀行で借りたりですね、やらなくちゃいけないような状況になってる。まあそういう業者には指定をさせんという前提だろうと思うんですね。しかしながら、受けた以上は期間だけはまっとうさせんといけんし、そうした考え方をきちんと今後示していかなくちゃ私はいけないと思ってるんですが、執行部の考えをお聞きしたいと思います。ですから、事務費、消費税等なんではずすんかということです。

○総合政策部長（田辺　剛君）　ただ今の竹岡委員のご質問ですが、おっしゃるとおり指定管理の制度始めたときにですね、このような事務費とか消費税等こういうところまで考えが及んでなかった。単純に経費の節減が最優先で始まったということ否定は出来ないと思います。今後については、安定した指定管理制度運用のためにもですね、他の先進の例も参考にしながら検討して、出来る範囲でガイドラインにも盛り込めたらというふうに考えております。以上です。

○委員長（安冨法明君）　はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　田辺部長の方から話がありまして、よくわかりました。美祢市にですね３０近い指定管理者制度、その中の半分が指定管理料払ってない。いわゆる０でやれているというのが半分ですね。一番大きなのが山口ケーブルビジョンの八千何百万ですかあるわけですね。ピンからキリまであるわけですけど、是非ですね、最低限の事務費だとか民間が受けることによって、どうしても消費税の課税業者になるのがあればですね。やはり考慮して、これも早急に改善を図っていただいて、３月ごろにお示しが出来るかどうか、最後の質問です。

○委員長（安冨法明君）　はい、田辺部長。

○総合政策部長（田辺　剛君）　ただ今のご質問ですが、今後早急に見直すべきところは見直して、より指定管理制度が安定した制度で、本来の目的を達成できるようなガイドラインを内部で十分検討したうえで作り直しまして、３月の議会の全員協議会等で、またお示しをできたらいうふうに考えております。以上です。

○委員長（安冨法明君）　その他、よろしいですか。それでは質疑はもうないようで

ございます。次に本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　それではこれより議案第２４号美祢市勤労福祉会館及び美祢勤労者総合福祉センターの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。次に議案第２５号美祢市秋芳シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、松野商工労働課長

○**総合政策部商工労働課長（松野哲治君）**　議案第２５号でございます。議案２５－１ページ及び参考資料の６７ページをお開きください。議案第２５号につきましては、１施設の名称、美祢市秋芳ワークプラザ、２指定管理となる団体の名称、社団法人美祢市シルバー人材センター、３指定の期間、平成２３年４月１日から平成２６年３月３１日までとしており、現在当施設の指定管理者として社団法人美祢市シルバー人材センターを指定しておりますが、平成２３年３月をもって指定の期間が満了いたします。つきましては、現在まで当施設を良好に管理運営されております社団法人美祢市シルバー人材センターを、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続き等に関する条例及び美祢市指定管理者制度導入に係るガイドラインにより、公募によらない指定管理者として、先月１１月９日に開催された選定審査会における指定管理者候補者の決定に基づき、平成２６年３月までの三年間再指定をしたいと思いますので、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、市議会の議決を求めるものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○**委員長（安冨法明君）**説明が終わりました。本案に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいですか。本案に対するご意見はございませんかか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　よろしいね。それではこれより議案第２５号美祢市秋芳シルバーワークプラザの指定管理者の指定についてを採決いたします。本案について

原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。以上で本委員会に付託されました議案１３件のうち１２件につきまして審査を終了いたしました。なお、議案第２３号につきましては、１２月１０日午前９時３０分から行われる連合審査会が終了したのちに本委員会を開催し、審査をいたします。その他委員の方から何かございましたら、ご発言をお願いいたします。はい、三好委員。

○**委員（三好睦子君）**　陳情書が出ていますが、この件についてはよろしいんでしょうか。（発言するものあり）

○**委員長（安冨法明君）**　議会運営委員会のほうで審査をして、委員会に付託をされ陳情、請願等はありません。（発言するものあり）付託されたものはありませんので、審査できません。ほかにございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**委員長（安冨法明君）**　ないようでしたら、これにて本委員会を散会いたします。お疲れでございました。

午後１時４３分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２２年１２月７日

総務企業委員長　安冨法明